

第2回大空町農業委員会総会議事録

令和2年8月27日第2回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司	7番 伊藤博幸
8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二	10番 福田重幸
11番 真鍋剛	13番 福田英信	15番 遠藤哲也
16番 石原せつえ	17番 佐野一義	18番 渡辺誠
19番 高橋敬義	20番 佐久間仁	21番 仲西政克
22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

(2) 欠席者

4番 佐藤廣治	12番 増子昭雄	14番 原本勝広
---------	----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主査 河西伸哉	主事補 河面玲央
----------	---------	----------

第2回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第2回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2大空町農業委員会憲章の朗読につきましては、大空町新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づき、会議時間の短縮及び発声による飛沫感染のリスク低減の観点から割愛させていただきますので、ご了承願います。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>本日はお忙しい中、農地パトロールどうもお疲れさまでした。長時間にわたり、慣れないバスで疲れたと思いますけれども、総会のほうよろしく願いいたします。</p> <p>本年、秋まき小麦・春まき小麦も順調に収穫が終わりまして、発芽とか事故もなく、収量も去年に比べれば少なめですけれども、まずまずの出来ではなかったかと思っております。</p> <p>またこれから芋の収穫、玉葱の収穫、色々な収穫がありますけれども、良い出来秋になりますことをご祈念申し上げまして、総会前の挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。</p>
井上局長	<p>6月26日開催の第4期第37回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第2回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時06分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、24名であります。 増子委員、原本委員、佐藤委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の</p>

石田会長	<p>過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計6件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、1番小川委員、2番上田委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年8月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、譲渡人である法人が昨年度限りで離農したことに伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第1号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、新規案件となります。図面については2ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより議案第1号利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。

河西主査	<p>所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。</p> <p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 2 年 8 月 2 7 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】</p> <p>この件については、新規の案件となります。図面については 3 ページとなります。</p> <p>7 月 1 7 日に第 4 地区農業委員さんによりあっせん会が開催されています。また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、4 3. 8 ha、労働力は 3 人です。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第 4 地区農業委員により 7 月 1 7 日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年8月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この件については、平成28年度に農地保有合理化事業を利用しており、今回、早期に北海道農業公社より農地を購入するものです。</p> <p>元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、事務局の説明を求めます。 河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第4号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和2年8月27日提出 大空町農業委員会 会長 石田正俊。</p> <p>【議案第4号1番朗読】</p> <p>この件につきましては、7月28日に第1地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては9ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、7月28日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします</p>

	(〇〇委員 着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第4号2番について、事務局の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	【議案第4号2番朗読】 この件につきましては、7月28日に第2地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては10ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、7月28日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより議案第4号の2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則

<p>石田会長</p> <p>委員</p> <p>石田会長</p>	<p>第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和2年8月27日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上です。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく お願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時22分)</p>
-----------------------------------	---